

岐阜県公報

第二千九百七十七号
平成三十年八月三十一日
(金曜日)

目次

規則

○岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 五六七ページ

告示

○岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 五六七

○知事指定薬物の指定の失効

○保安林の解除をしようとする旨の通知

○保安林に指定する予定である旨の通知

○岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示の一部改正

○私道の廃止の認定

○落札者等に関する公示

公示

○落札者等に関する公示

○指定自立支援医療機関の指定

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

○県営土地改良事業計画の決定

○公共測量の実施

○落札者等に関する公示

○土地改良区役員の就任

○統合型校務支援システム導入実証研究業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 五六九
(環境管理課) 五七〇
(保健医療課) 五七〇
(商業・金融課) 五七一
(農地整備課) 五七二
(用地課) 五七二
(住宅課) 五七二
(西濃農林事務所) 五七三
(教育総務課) 五七三

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部四十一の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百二十三号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十二年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、平成三十年九月一日から適用する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

「産業廃棄物処理動向調査」を「産業廃棄物処理動向調査に改める。
岐阜県子ども調査」

岐阜県告示第四百二十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 二・（エチルアミノ）・二・フェニルシクロヘキサン・一・オン及びその塩類（通称 Deschloro-N-ethyl-ketamine、二・Oxop-CE、O-PCE）

2 メチル二・二・（五・フルオロペンチル）・一・H・インドール・三・カルボキサミド・三・三・ジメチルブタノアイト及びその塩類（通称 5F-MDMB-PICA）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

平成三十年九月一日

岐阜県告示第四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市大和町内ヶ谷字下平三〇の二四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

ダム用地とするため

岐阜県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市東野字地蔵平二九八八、三〇二五、三〇二六の三、三〇八八から三〇九〇まで、三〇九二、三〇九三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百二十七号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示（昭和五十四年

岐阜県告示第二百二十四号の一部を次のように改正し、平成三十年八月三十一日から適用する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一の表9の項中「関市大字平和通地内の一般国道四百十八号との交点」を「美濃加茂市・関市境」に、「関市小屋名」を「関市山田」に改め、同表18の項及び40の項中「一般国道二百四十八号」を「県道関本巢線」に改める。

岐阜県告示第四百二十八号

岐阜・西濃建築事務所長が私道の廃止の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成三十年五月三十日

二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置 (指定番号)	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建築基準法（昭和二十五年法律二百一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路	羽島郡岐南町八剣六丁目一二番の一部及び一三番の一部	二九・二〇	四・〇〇 〃八・〇〇
	羽島郡岐南町八剣六丁目一三番の一部、一一四番の一部及び一一五番の一部 （昭和四十六年三月二十五日付け岐阜県指令建第四号の二百二十二）	二五・二〇	四・〇〇 〃八・〇〇

岐阜県告示第四百二十九号

岐阜・西濃建築事務所長が私道の廃止の認定をしたので、岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成三十年六月二十八日

二 私道の種類、位置、延長及び幅員

種 類	位 置 (指定番号)	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建築基準法（昭和二十五年法律二百一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路	本巣郡北方町北方字ベ之宮一七四番一〇 （昭和四十六年五月四日付け岐阜県指令建第四号の二百七）	三五・〇〇	四・〇〇 〃八・〇〇
同	本巣郡北方町北方字ベ之宮一七四番八 （昭和五十二年一月三十一日付け岐阜県指令建第七号の二十六）	四〇・〇〇	六・〇〇

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年八月三十一日		岐阜県知事 古 田 肇	
1	特定役務の名称及び数量	シングルサイネオシステムの導入及び運用保守業務一式	
2	契約の相手方を決定した手続	一般競争入札	
3	入札公告を行った日	平成30年6月8日	
4	落札者を決定した日	平成30年7月25日	
5	落札者の住所及び氏名	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号 株式会社大塚商会 中部支店 支店長 猪岡 義昭	
6	落札金額	47,304,000円	
7	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	(1) 部局の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号	
○落札者等に関する公札			
岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成十七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公札する。			
平成三十年八月三十一日			
岐阜県知事 古 田 肇			
6	落札金額	47,120,400円	
7	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部環境管理課大気環境係 (2) 所 在 地 岐阜市藪田南二丁目1番1号	
○落札者等に関する公札			
岐阜県の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四條第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九條の規定により公札する。			
平成三十年八月三十一日			
岐阜県知事 古 田 肇			

平成三十年八月三十一日		岐阜県知事 古 田 肇	
1	特定役務の名称及び数量	公営発生源管理システム導入・運用及び保守業務委託一式	
2	契約の相手方を決定した手続	一般競争入札	
3	入札公告を行った日	平成30年6月19日	
4	落札者を決定した日	平成30年7月30日	
5	落札者の住所及び氏名	愛知県名古屋市中区六野二丁目3番3号 富士通エフ・アイ・ピー株式会社中部支社 支社長 吉岡 孝悦	

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
クスリのアオキ則武薬 局	岐阜市則武西一丁目二番八号	精神通院	平成 三〇・ 九・一
たんば薬局 岐阜県 庁南店	岐阜市藪田南三丁目二二一	同	同
ペンギン薬局	山県市高富二一八番地一	同	同
ライン調剤薬局 養老 店	養老郡押越二二四一―一	同	同

(訪問看護)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション くりのき	羽島郡岐南町上印食三丁目一四 七	精神通院	平成 三〇・ 九・一

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。
なお、その届出書等は、平成三十年八月三十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年八月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社東京インテリア家具

三 建物の名称及び所在地

東京インテリア家具岐阜瑞穂店

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十一年四月二十日

五 大規模小売店舗の概要

施設の種類 施設の運用 方法に 関係	施設の配置 に関する事項				小売業を 行う者			届出事項
	駐車場	駐輪場	荷さばき施設	廃棄物等の保 管施設	代表者の氏名	住所	その他小売業を行う者	
来客が駐車場を利用することができる時 間帯	位置	位置	位置	位置	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	概要
	収容台数	収容台数	面積	容量	具	代表取締役 利根川 弘衛	山梨県甲府市国母七丁目一 三番二一号	
午後八時	縦覧による	縦覧による	縦覧による	縦覧による	具	代表取締役 利根川 弘衛	山梨県甲府市国母七丁目一 三番二一号	概要
午前九時三〇分～午後八時 三〇分	八、二六八平方メートル	縦覧による	縦覧による	縦覧による	具	代表取締役 利根川 弘衛	山梨県甲府市国母七丁目一 三番二一号	概要

項	関する事		七箇所
	駐車場の自動車の出入口	数	
	荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯	位置	縦覧による
			午前六時～午後一〇時

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
羽根地区	下呂市役所	平成三〇・一〇・二一から 同三〇・一〇・二二まで

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）

- 三 作業期間
平成三十年七月二十五日から
平成三十一年三月十五日まで
- 四 作業地域
高山市、大野郡白川村

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
瑞穂市
- 二 作業種類
公共測量（修正測量）
- 三 作業期間
平成三十年八月二十日から
平成三十一年一月二十五日まで
- 四 作業地域
瑞穂市

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年八月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県県営住宅管理システム再構築・運用保守業務 1

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成30年9月20日(木) 午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500-8570 岐阜市葦田南二丁目1番1号

岐阜県教育委員会事務局教育総務課教育企画係
電話 058-272-1111(内線3519)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年8月31日(金) から平成30年9月20日(木) までの毎日(県の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Demonstration and research project for the integrated school support system

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 31 August 2018 through 20 September 2018(excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment:5:00 p.m., 20 September 2018
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 20 September 2018.)

(4) For further information, please contact:
Educational Planning Section, General Affairs Division,
Board of Education, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111(Ext. 3519)